

「国民年金基金」で 国民年金にゆとりをプラス

国民年金基金は、自営業などの人がゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金に上乗せの給付を行う制度です。

加入条件

- 県内に住民登録があり、次のいずれかの人が加入できます。
 - ① 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で保険料を納めている。
 - ② 60歳以上65歳未満で、国民年金に任意加入して保険料を納めている。

制度の仕組み

- 1口から加入できます。掛け金は加入時の年齢や性別で決まります。1か月の掛け金が68,000円以内なら何口でも加入できます。
- 受け取る年金月額額は、35歳までに加入した人で、1口目は20,000円、2口目以降は1口当たり10,000円です。
- 掛け金は、全額社会保険料控除の対象となります。

〈注意事項〉

- 次の人は加入できません。
 - 国民年金保険料の免除や猶予などを受けている人
 - 海外に居住し、国民年金に任意加入している人
 - 農業者年金に加入している人
 - 付加年金に加入している人

申し込み・問い合わせ先

千葉県国民年金基金

☎ 043・221・6370

市税・保険料・使用料など

納付は期限内に

【問い合わせ先一覧】

主な債権の種別など		問い合わせ先
強制徴収公債権	市自らが、差し押さえなどの強制徴収ができる	市税、国民健康保険税 税務課収税班 (☎62-5322)
		後期高齢者医療保険料 保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
		保育料 子育て支援課保育班 (☎62-5313)
		介護保険料 高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
		下水道受益者負担金・使用料 下水道課管理班 (☎62-5357)
非強制徴収公債権	農業集落排水事業使用料 農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)	
私債権	裁判所に申し立てをすれば、差し押さえなどの強制執行ができる	市営住宅家賃 財政課管財営繕班 (☎62-5315)
		学校給食費 旭市第一学校給食センター (☎62-0366) 旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
		水道料金 水道課業務班 (☎63-9180) 旭市水道お客様センター (☎63-8881)

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんの納付の積み重ねによって成り立っています。昨今の厳しい経済状況の中でも、ほとんどの人は納期限内に納付をしています。

市税や保険料など市への納付金は、納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分(差し押さえなど)の対象となります。

「住宅ローンがあるから払えない」「車のローンがあるから払えない」というようなことを、納付義務者から聞くことがあります。このようなことは、決して滞納の理由になりませんし、納付義務を免れるものでもありません。税金の納付は全ての債務(借金含む)に優先されると、法律(地方税法)によって定められています。趣旨を理解の上、納期限内に納付しましょう。

納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情により、納期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に相談してください。また多重債務などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

納付は口座振替で

市では、口座振替による納付を原則化しています。現在、市税・保険料・各種使用料などを納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えに協力してください。